

日本医療科学大学 学則

第1章 目的

第1条 日本医療科学大学（以下「本学」という。）は、教育基本法並びに学校教育法の定めるところにしたがい、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究し、知的・道徳的能力の涵養をはかり、もって国家社会に貢献し得る人材を養成するとともに、人類文化の発展に寄与する事を目的とする。

第2章 学部・学科 及び 教育研究上の目的

第2条 本学に保健医療学部を置く。

2 前項の学部に次の学科及び専攻を置く。

保健医療学部 診療放射線学科

リハビリテーション学科 理学療法学専攻

作業療法学専攻

看護学科

臨床工学科

臨床検査学科

3 前項の学部・学科の教育研究上の目的は次の通りとする。

- (1) 保健医療学部は、保健医療に関する高い専門性と研究能力を有し、教養豊かな人間性と適切な倫理観を併せ持ち、保健・医療・福祉の領域で活躍できる人材の育成を目的とする。
- (2) 保健医療学部診療放射線学科は、保健医療学部の教育研究上の目的に基づき、放射線技術に関する最先端の専門知識と技術力を持ち、診療放射線技師としてチーム医療に貢献するだけでなく、保健・医療の分野で活躍できる人材の育成を目的とする。
- (3) 保健医療学部リハビリテーション学科理学療法学専攻は、保健医療学部の教育研究上の目的に基づき、理学療法の諸科学や医学に精通し、理学療法に関する高い技術力を持ち、理学療法士として保健・医療の現場などで活躍する人材の育成を目的とする。
- (4) 保健医療学部リハビリテーション学科作業療法学専攻は、保健医療学部の教育研究上の目的に基づき、作業療法に関する理論と技術に精通し、作業療法士として社会の要請に応えられる豊かな人間性を持った人材の育成を目的とする。
- (5) 保健医療学部看護学科は、保健医療学部の教育研究上の目的に基づき、看護に関する最新の知識と技術の習得を基礎として、看護師として深い人間理解と社会的使命を遂行しうる人材の育成を目的とする。
- (6) 保健医療学部臨床工学科は、保健医療学部の教育研究上の目的に基づき、臨床工学に関する諸科学及び生命維持装置等の医療機器・設備等に対する知識・技術に精通し、臨床工学技士として医療の現場等で活躍できる人材の育成を目的とする。

- (7) 保健医療学部臨床検査学科は、保健医療学部の教育研究上の目的に基づき、臨床検査学に関する最新の医療検査技術学及び心電図装置・画像診断装置等の医療機器・設備等に対する知識・技術に精通し、臨床検査技師として医療の現場等で活躍できる人材の育成を目的とする。

第3章 修業年限 及び 収容定員

第3条 本学の修業年限は4年とし、在学年数は8年を超えることができない。

第4条 本学学部・学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科		入学定員	収容定員
保健医療学部	診療放射線学科	90	360
	リハビリテーション学科	120	480
	理学療法学専攻	(80)	(320)
	作業療法学専攻	(40)	(160)
	看護学科	80	320
	臨床工学科	40	160
	臨床検査学科	80	320

第4章 職員組織

第5条 本学に次の職員を置く。

学長、副学長、学部長、学科長、専攻長
教授、准教授、講師、助教、助手
事務局長、事務職員、技術職員

- 2 学長は、校務を掌り所属職員を統督する。また副学長は、学長を補佐し命を受けて校務を掌る。
- 3 前々項の外に必要なに応じて他の職員を置くことができる。
- 4 職員に関する規定は、別に定める。

第5章 教授会

第6条 本学に教授会を置き、専任教授をもって組織する。

- 2 学長は、教授会を招集して、その議長となる。ただし、学長に事故あるときは、学長が予め指名した者が、議長を代理する。
- 3 教授会が必要と認めるときは、准教授及びその他の教職員を教授会に加えることができる。
- 4 教授会構成員の3分の1以上の要求があったときは、学長は教授会を招集しなければならない。
- 5 教授会運営に関する規程は、別に定める。

第7条 教授会は、次に掲げる重要事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 学生の学位の授与に関すること

- (2) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事
 - (3) 教育課程の編成に関する事
 - (4) 前1号から3号のほか、教育及び研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるもの
- 2 教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長の求めに応じ、意見を述べるものとする。
- (1) 学生の補導及び賞罰に関する事
 - (2) 学生の休学及び退学に関する事
 - (3) 教員の担当科目に関する事
 - (4) 教員及び助手の候補者の推薦並びに退職に関する事
 - (5) 教員及び助手の昇任に関する事
 - (6) 前1号から5号までのほか、教育及び研究に関する事項

第6章 学年・学期及び休業日

第8条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日までに終わる。

第9条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年の3月31日まで

- 2 前項の規定により年間の授業日数は、原則として定期試験等の日数を含む35週とする。

第10条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 創立記念日（6月18日）
 - (4) 春期休業（3月11日から3月31日まで）
 - (5) 夏期休業（8月10日から9月20日まで）
 - (6) 冬期休業（12月26日から翌年の1月8日まで）
- 2 学長は、必要により前項第2号及び第4号から第6号までの休業日を変更し、若しくは臨時に休業し、又は、休業日に講義、演習、実験、実習等を課することができる。

第7章 授業科目及び単位

第11条 授業科目は、基礎教育科目・専門基礎科目・専門科目に分かれる。

第12条 前条の科目は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかによりまたこれらの併用により行う。

- 2 前項の授業科目は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第13条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で、別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で、別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目については、これらの学習の成果を評価して、単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学習等を考慮して、単位数を定めることができる。
 - 3 教育上有益と認められるときは、大学以外の教育施設等における学習について大学が単位認定できる範囲を拡大し、英語の能力を判定するために実施する TOEFL 及び TOEIC 等、社会的評価を有するものについては、これらの学習の成果を評価して、単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学習等を考慮して、単位を定めることができる。

第 14 条 本学学部において開設する授業科目及び単位数は、別表（2）のとおりとする。

第 8 章 履 修 規 定

第 15 条 基礎教育科目は、主として前期 2 ケ年間に、専門基礎科目・専門科目は 4 ケ年間に履修するものとする。

第 16 条 基礎教育科目は、学部学科所定の授業科目及び所定の単位以上を履修しなければならない。

第 17 条 専門基礎科目・専門科目は、学部学科所定の授業科目及び所定の単位以上を履修しなければならない。

2 他学科の専門基礎科目・専門科目は、許可を得て履修することができる。

第 18 条 履修する授業科目は、毎学年所定の期間に登録しなければならない。

第 19 条 単位の認定は、試験によって行う。

ただし、授業科目の種類によっては、他の方法によることができる。

第 20 条 試験は、定期試験及び臨時試験として、定期試験は学期末又は、学年末に行う。

第 21 条 いずれの授業科目も、授業時数の 3 分の 1 を超えて欠席した場合には、当該授業科目の受験資格を失う。

ただし、病気又は、正当な理由による長期欠席の場合には、特に考慮されることがある。なお、この場合には、別に定める追試験を受けることができる。

第 22 条 各授業科目の試験の成績は、S, A, B, C, D の評価で表し、S, A, B, C を合格とし、D を不合格とする。

第9章 卒業及び学位

第23条 学部学科を卒業するために、必要とされる最低単位数は、次のとおりとする。

保健医療学部		
診療放射線学科	リハビリテーション学科	
	理学療法学専攻	作業療法学専攻
基礎教育科目 24単位	基礎教育科目 24単位	基礎教育科目 24単位
専門基礎科目 33単位	専門基礎科目 37単位	専門基礎科目 36単位
専門科目 70単位	専門科目 66単位	専門科目 67単位
計 127単位	計 127単位	計 127単位

保健医療学部		
看護学科	臨床工学科	臨床検査学科
基礎教育科目 24単位	基礎教育科目 24単位	基礎教育科目 24単位
専門基礎科目 27単位	専門基礎科目 42単位	専門基礎科目 29単位
専門科目 76単位	専門科目 61単位	専門科目 74単位
計 127単位	計 127単位	計 127単位

第24条 4年以上在学し、学部学科の教育課程に従って授業科目を履修して、所定の単位を修得した者には、学位記を授与する。

2 前項の定めにより、卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第12条2項に定める授業科目で履修した単位は60単位を超えない範囲で認定する。

第25条 前条により学位記を授与された者には、次の学位を授与する。

保健医療学部	診療放射線学科	学 士（診療放射線学）
	リハビリテーション学科	
	理学療法学専攻	学 士（理学療法学）
	作業療法学専攻	学 士（作業療法学）
	看護学科	学 士（看護学）
	臨床工学科	学 士（臨床工学）
	臨床検査学科	学 士（臨床検査学）

2 学位の授与については、本学学位規則に定めるところによる。

第10章 入学・休学及び退学

第26条 入学の時期は、学年の始めとする。

第27条 学部に入学することのできる者は、次の各号の1に該当し、かつ本学が行う選抜試験に合格した者とする。

1. 高等学校を卒業した者
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
3. 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、

高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

これらの者は次のとおりである。

- (1) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、又は、これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (2) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定合格者を含む）
- (5) その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第 28 条 入学を志願する者は、学部所定の手続きによって願出するものとする。

第 29 条 入学を許可された者は、所定の期日までに、入学誓約書を添えて所定の入学手続きを完了しなければならない。

第 30 条 病気その他のやむをえない事由により引きつづき 3 ヶ月以上出席することのできない者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署のうえ学長に願出、その許可を得て休学することができる。

ただし、休学期間は 1 年以内とし、なお休学を要する者は、許可を得て、更に 1 年以内限り休学することができる。

2 休学期間の通算年限は、2 年とする。

第 31 条 休学者は、原則として学年のはじめでなければ復学することができない。

第 32 条 休学期間は、在学年数に算入しない。

第 33 条 病気その他やむをえない事由のため、退学しようとする者は、その事由を証明する書類を添え、保証人連署のうえ学長に退学願いを提出して、許可を受けなければならない。

第 34 条 正当な事由で退学した者が学部で再入学を志望したときは、選考のうえ許可することができる。この場合は、既修授業科目の全部又は、一部について、再履修を命ずることがある。

第 11 章 入学検定料・入学金及び授業料等

第 35 条 入学を志望する者は、第 28 条に定める手続きとともに別表（1）の入学検定料を納めなければならない。

第 36 条 入学を許可された者は、第 29 条に定める手続きとともに別表（1）の入学金を納めなければならない。

第 37 条 授業料は、別表（1）により 4 月及び 10 月の二期に分けて納めなければならない。

2 施設費、実習費は、別表（1）により毎年授業料と同時に納入しなければならない。

第 38 条 一度納めた学費は、事由の如何にかかわらず返還しない。

第 39 条 停学を命ぜられた者の停学期間中の授業料、実習費及び施設費は、納めなければならない。

2 休学を許可された者は、休学期間中は授業料の半額を納めなければならない。

第 40 条 授業料、実習費及び施設費の納入を怠り、督促を受けてもなお納めない者は、除籍する。

第 12 章 賞 罰

第 41 条 次の各号の 1 に該当する学生は、学長が表彰することがある。

- (1) 品行・学力ともに優秀なる者
- (2) 篤行のあった者

第 42 条 学則その他本学の定める諸規則を守らず、学生の本分に反する行為のあった者は、学長が懲戒する。

2 懲戒は訓告・停学及び退学とする。

第 43 条 次の各号の 1 に該当する者は、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な理由がなく、出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 13 章 図 書 館

第 44 条 本学に図書館を置く。

2 図書館の管理運営その他必要な事項は、別に定める。

第 14 章 公 開 講 座

第 45 条 本学に公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関する規程は、別に定める。

第 15 章 雑 則

第 46 条 この学則に特別の定めがあるものを除くほか、この学則の実施の手続きその他、この執行について必要な細則は、別に定める。

第 16 章 改 正

第 47 条 この学則の改正は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附則

本学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

本学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

本学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

本学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

本学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

本学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

本学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

本学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

本学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

本学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。